

# 全佛通信

二月号

発行所  
財団法人  
全日本仏教会  
東京都中央区築地  
三ノ本(本願寺内)  
電話(0)三三三  
振替東京 五三〇〇  
発行人 栗本俊道  
編集者 別所弘因  
印刷所 ルビニ社

## 第六回世界仏教徒会議の概要

### 参加地域センターと議長

昭和三十六年十一月十四日より二十二日までカンボジア王国首都プノムベンに開催された第六回世界仏教徒会議には、英国、西独、ビルマ、セイロン、韓国、フランス、香港、印度、アッサム、シッキム、日本、ラオス、モンゴル、マラヤ、ネパール、パキスタン、中共、シンガポール、スエーデン、アメリカ、ハワイ、南ヴェトナム、北ヴェトナム、ソ連、カンボジアの二十五地域代表と未加盟のベルギー、オランダ、インドネシアの代表が参加した。正式代表一〇七名、オブザーバー約三百名で、欠席は北朝鮮、ブラジル、台湾、タイで、タイはカンボジアと国交断絶中であつた。

カンボジアは元首のノロドムシアヌーク殿下が先頭に立つて挙国一致で大会を準備し、王城に近いメコン河畔に同時通訳装置のある二階建てのドーム様式国連型の会議場を新設した。

大会の議事は世界仏教徒会議(WFB)の会長ウーチャン・ト

ーン(ビルマ)が終始議長となつて進行した。

シアヌーク殿下の開会演説について、各国の元首、首相、仏教会の祝辞は山本杉代表、大谷会長の祝辞は安藤寿雄代表が朗読した。中山理々代表は全日本仏教会々務報告を配布書類に譲つて簡単な演説を行った。その中で大映の「釈迦」に触れ、全日本仏教会が大映社長と映画の修正について交渉中であることを明らかにした。

### 議案と審議方法

各地域代表から十五、WFB本部から四つの提案があつた。この取扱方は各地域の主席代表とWFB会長で構成する「資格審査及び議事運営委員会」で提案を整理し、その決定に基づいて、この委員会を含む五つの委員会に付託するのである。第一委員会は教育、文化、刊行、宣伝、芸術、第二委員会は教化活動、第三委員会は人道奉仕、第四委員会は結束協力を担当し、第五委員会は前記の議運で、WFB会則の変更、他の四つの委員会

に付託しない重要案件、及び各委員会の審議結果を審査し、総会に上提するか否かを決定するのである。しかも議運の委員長はWFB会長であり、総会の議長である。

### 日本の提案

日本の提案は、  
一、核兵器爆破実験の即時停止  
二、東西首脳の話し合い実現  
三、南北仏教交流機関の設置  
四、仏教ボイススカウトの仏教団間の交流

の四つであつた。右のうち第一案第二案は中山理々師を委員長とする第三委員会、第三案は議運、第四案はビルマのウーチャン・トーン・オン氏を委員長とする第四委員会に付託された。

第一案についてはソ連、北ヴェトナム等から趣旨には賛成するが決議の範囲を拡大して戦争否定、軍備撤廃にせよとの修正意見が出たが、原案に若干の修正をしただけで多数決で委員会を通過した。

第二案は無修正で可決となり、第三案は米国のガード博士案と一緒に採択され、第四案は仏教ボイススカウトの未組織な地域もあるので、仏教青少年運動と修正されて可決した。

### 核兵器爆破実験禁止決議の成立

ところが、第一案が議運に戻つた時、これを総会に上提するか否かで議論が沸騰し、結局、僧伽は常に万場一致で問題を処理し、WFB会議も亦これにならつて第一回以来そうして来たという理由から、議長裁量で廃案としてしまつた。然し中山師の委員会はカンボジア提出の同種の議決案を無修正

で万場一致可決していたので、中山師は総会における委員長報告において、それを読みあげた。

すると、北ヴェトナム代表は早速登壇し、カンボジア案は廃案になつていと発言し、ソ連代表はこの案を審査していた委員会に欠席していたが、出ていれば反対したと言いだした。議長は万場一致を得ることは至難だから、これを廃案にしたいという意見を出した。そこで、日本側は交々登壇して、大気汚染の現実に対し仏教徒としての態度を表明することのできないことを悲しむと同時に、被害者である日本の立場を認識せよと叫び、中山主席代表は退場も止むなしと発言した。ここにおいて、日本代表団は一斉に席を立つたが議長は巧みに休憩を宣して記念撮影をすることとした。休憩中に各地域代表は日本代表のまわり集まり、前後策を講ずるから待てと慰留してくれた。香港、米、韓国、シッキム、印度、シンガポール、西独、フランスをはじめ、特にハワイ代表から、WFB会則に規定してあるように投票によつて核爆実験禁止決議案を決定すべきであるとの意見が出され、日本側もそれを承知して総会は再会した。ウーチャン・トーン議長は先ず投票を行うべきか否かを議場に諮つた。

議長はこの時、南方僧伽の通則とWFB総会第一回以来の慣行とを纏説したので、議場は再び混乱し、議論百出となつたが、終に手続の問題を各地域一票づつをもつて採決した。その結果は、ソ連、中共、モンゴリア、北ヴェトナムの四票が投票反対で、後の二十一

地域は投票に賛成し、ついで核兵器爆破実験禁止決議案を投票により二十一対四の多数決で採択したのである。

### 映画「釈迦」の問題

大映の「釈迦」についてはセイロン代表から公開禁止要求の決議案が議運に出た。議運のメンバーである中山主席代表は、第三委員会開催のために議運に出席することができなかつたので、総会に右の案が上提される前に、全日本仏教会に右事案の処理を一任してくれと議長に懇請した。議長は公開禁止実現に対して全日本仏教会が責任を持つて一任するとの難題を出した。日本側は総会に対して、大映との交渉経過を詳説し「映画の修正」をも含めて事案処理を一任してもらいたいと要請した。然し、議長は全日本仏教会が公開禁止実現に責任が持てないならば、全日本仏教会という言葉を決議文から除いて採決すると宣告し、拍手で可決してしまつた。ビルマとセイロンが国家としてこの映画の公開禁止を決定しているのに、修正交渉などには耳をかさないという態度がはつきりと出ていた。仏陀信仰の環境の差があるとはいへ、実に強硬だつた。

午後三時からの総会は、夕食のための休憩もなしで夜の九時になつた。その時、中共から台湾の仏教会をWFBから除名せよとの緊急動議が出た。その理由は、台湾が米国の帝国主義によつて統治され、仏教会は自由なる意志表示をすることができないからというのである。この問題もまた投票によつて決することとなり、除名賛成

六、反対十三、棄権五で台湾の仏教会はWFB加盟団体であることを再確認された。

次期会場は未決定

次期の総会会場についてはWFB本部に腹案がなく、加盟団体からも名乗りをあげるものがなかつた。従つて、これはラングーンのWFB本部において決定することとなる。

決議事項

決議第一号

仏教を国教とする国は、仏教の教科をまだ教えていない公立初等中等高等学校及び大学の教科課程に仏教の学科を入れるように規定すること。この教育は全階級の学生に適用して適用されるようにすること。

決議第二号

仏教を国教とする国には仏教学者委員会を設立し、仏教道徳律及びそれに関連する他の知識分野を扱つた教科書の発行に当たること

決議第三号

仏教理念を基調とする書籍を一般に読ませるために作成する。又多数の仏教徒を有しながら仏教を国教としていない国々においてはこのような一般大衆を対象とする仏教書の出版を奨励すべきである

決議第四号

ある世界的宗教が信者数を示す信用の出来る数字を提供しているにもかかわらず、一方仏教となる各々の信者数は屢々単なる概算にすぎなかつたり、時によると矛盾してたりする。各国仏教センターは、僧伽、信徒、仏教会、寺院、図書館、霊跡等の出来るだけ確実な実数の全国的調査を行らうべ

きで、これらの数字は次期世界仏教会議の出版物に間に合うよう提出すること。

決議第五号

今回の大会は、尚一層の仏教教育の必要を痛感し、全仏教徒に次の事項を求むる。

(a) 事情を広く実際的に顧慮し、仏教教育促進を目的として、世界各国に私立、或は可能な限り国庫補助のもとに、小、中学校、出来れば仏教大学設立に、全力を尽すこと。

(b) 仏陀の崇高な教義に関する記事のせた仏教雑誌、パンフレット、新聞、定期刊行物を、各国語で出版すること。

(c) 出来るだけひんばんに、あらゆるマスコミ方法を通じて仏陀の教法の普及をうながすこと。

決議第六号

仏陀の教義を非仏教国に普及することが、世界の平和と協調を維持するために緊要となつて居る故に、

(a) 世界仏教徒同盟各国センターは密接に相互協力し、各非仏教国に僧侶在留のための僧院又は他の適当なる住居を建てること。

(b) 特別な訓練を受けた僧侶及び在家信徒を、仏陀の教義をひろめるため、これらの国に派遣すること。

決議第七号

故アナガリカ・ダーマパーラ氏(後のシユリカ・デパミッタ・ダーマパーラ比丘)の生誕百年記念日は一九六四年九月十七日にあたる。故アナガリカ師は、印度にお

ける仏教復興の先駆者であり、ヨーロッパ、アメリカを訪れた最初の仏教布教者であり、師の先駆的偉業はこれら各国における現在の仏教普及とその跡をたどることが出来る。そして生涯を通じて最高の仏教宣布者として、崇高な貢献をかさねてこられたこの無私の仏教功業者の生誕百年祭を祝うのは全世界仏教徒の責務である。

決議第八号

印度大菩提会が、この生誕百年祭を記念し、二百万ルピーを計上して、カルカッタに建設しようとして居る、ダーマパーラ文化協会と国際ゲストハウス完成に對し充分な支援を与える。

(a) 世界の仏教国の各政府、仏教会その他の機関及び大衆にこの生誕記念祭を開催するよう要求すること。

(b) 印度大菩提会が、この生誕百年祭を記念し、二百万ルピーを計上して、カルカッタに建設しようとして居る、ダーマパーラ文化協会と国際ゲストハウス完成に對し充分な支援を与える。

近年仏教を信奉するようになつた印度の信徒達は、仏教への改宗の結果、幾多の困難とハンディキヤップをこうむつて居るゆえ、この世界仏教徒会議は最近仏教徒になつた印度の人々に対し何時でも喜んで彼等の困難と不利な条件を軽減或は除去するため、平和的な且つ憲法に則つたやり方であらゆる可能な方法をもつて彼等を援助することを保証してやるべきである。

決議第九号

最近のアッサムにおける幾多の仏教遺跡の発見は、古代、アッサムに隆盛を極めた仏教国の跡を物語るものであるゆえ、この世界仏教徒会議は、印度政府に対し、過去の繁栄のくわしい事実の発見とアジアの仏教史に於ける貴重な一

環を見出すことを目標にして、この地方における探究事業を行うためにあらゆる可能な手段をとるよう要請すること。

決議第十号

仏教徒として我々は如何なる種類の戦争にも反対する。我々は平和を支持する。

凡ての国の元首及び政府があらゆる国際問題を暴力に訴えることなく解決するように、常に友好的であることを、調和と人類愛の仏教教義から要望する。

如何なる国の仏教徒にせよ、仏教徒が圧迫や資格剥脱や差別待遇や不法利用によつて苦しめられて居る場合は、何時何処であつても我々仏教徒は合同してその問題の国の政府当局者へこれらの苦しんでいる仏教徒に同情と安全とを与えることを要求する抗議又は使節を送つて、彼等が良心と実践に関する宗教上の自由を享受するようになりたい。その抗議はその関係の国の政府へ直接送られるべきである。然しながらそうすることが不可能である時は、国際連合の援助の下に送られるべきである。

全世界の人類及びその他のすべての生物が大氣に広がり、これを汚染しつゝある放射能塵のために現在生命の危険にさらされているゆえにここに集つた我々仏教徒はすべてに国家が核実験の完全停止を直ちにすることを決議する。

決議第十四号

五月の第一満月の日を仏陀デーとして認め祝祭行事を催す。

(A) すべての仏教国において国際ボーイスカウトの線に沿つた仏教青少年運動を組織すること。

決議第十五号

(B) 此等の仏教青少年運動の人間が国際的に交流する計画が世界仏教徒連盟の各国センターの間に取決められる。

一九五四年ビルマの第三回世界仏教徒会議で第七号決議案及び、第七号決議案「仏陀の生涯について重要なこと」の記念行事の月日が国によつて違つて居るのを統一すべく各種の仏教曆を研究し、統一した曆日を推薦させるため専門家の特別委員会を開こう」が通つたが、世界仏教徒連盟事務総長にその実行を要求する。又世界仏教徒連盟が発足してから通過したすべての決議の中でそれが実行されどれか実行されなかつたかという表を発表するよう要請する。

世界仏教徒連盟は仏教国の親達にその子供達を、殺人や誘拐や略奪や窃盗や斗争やその他の有害な行状を示すような映画を見に連れて行かないように要請する。又映画製作者に倫理性のある、教育的な映画をもつと製作するよう要請する。

仏陀の生涯と教義を題材とした「釈迦」と題する日本の大映製作の映画は、全世界の仏教徒を甚だしく憂慮させて居る。何となれば(a) この映画は、終始事実の言語道断な歪曲に充ち、仏法僧が具現する尊厳性と人格の純粹性を全然誤つて表現して居る。

決議第十八号

(b) この映画を公開すれば各宗

教間の緊張と不和を惹起し、場合によつてはそれを悪化させるであらう。

(c) またこの公開は世界中の仏教国及び国民をして、日本に悪感情を抱かせるにいたり、日本が従来築き、将来もこれを強めようとして願っている交友関係を空無に帰せしめるであらう。

(一) 我々は日本の政府及び国民が、此の映画が公開されないようになる必要にして適切なる方法を直ちにとることを強く要請する。

(二) 若しこの映画の公開禁止がなされなければ、我々はセイロン及びビルマが既に行つてゐるように、各国も必ずこの映画の公開を禁止することを全世界の政府及び国民に訴へる。

(三) 同時に此の映画に反対する強硬な抗議を国連の人権委員会に提訴する。

法議第十九号  
アジアの多くの仏教指導者が指導者を養成する企画とそれについての実施並に世界仏教徒連盟会議の決議を履行するために、アジア各国間の統一を持った協力が必要であることを力説してゐることに鑑み、ここに世界仏教徒連盟は次のような目的、機能、組織及び事業をもつアジア相互仏教研究所(INTRA-ASIAN BUDDHIST INSTITUTE)を設立することを決議する。

(A) 目的

アジア各国間の報道を提供し、専門の事業を行うことに関し、左記については個々の国では通常、不可能な点があるので、これを行うことを目的とする。

(一) 特定の仏教組織並びに団体の必要を満たすための事業

(二) アジア各国間及び国際的な仏教関係を育成し又は便宜を与える事業

(三) 世界仏教徒会議に採択された決議を履行することを援助する



印度の靈鷲山頂にて読経する日本仏教代表団一行

事業

(B) 機能  
アジア相互仏教研究所は、特に仏教青年指導、社会福祉事業、図書館、学校及び大学の経営、及び学問的研究方法に関し、定期会議・セミナー及び報道事業を企画し、調整し、実施する。

(C) 組織

アジア相互仏教研究所の事務局は種々な会議及びセミナーの総合計画、調整及び実施、並びに適切な資料と有能な顧問によつて報道

を提供する事を行つて設立され維持され責任を持つ。事務局は東京又は他の適当な場所に置かれ、定期の会議及びセミナーは特別の必要と要請に応じて日本をはじめ仏教国において開催される。

(D) 活動

アジア相互仏教研究所はその最初の事業として、次のようなアジア相互会議又はセミナーを企画し実施する。

(1) 仏教青年指導者会議を、一九六二―三年の間にバンコックで組織、運営、企画、及び主催者の訓練に關して開催する。

(2) 仏教社会福祉事業家会議を一九六二―三年の間に、ラングーンで社会福祉の問題並びに事業の計画と主催者の訓練に關して開催する。

(3) 仏教図書館会議を一九六三―四年の間に、東京で図書館学の実践と図書館の問題及び主催者の訓練に關して開催する。

(4) 仏教教育者(又は学校経営者)会議を一九六二―三年の間にコロンボで、仏教の僧俗の教育の凡ての標準に於ける運営上の問題、教案の改善、経営者と教師の訓練に關して開催する。

(5) 仏教学者会議を一九六三―四年の間に東京で、仏教の研究手法、施設並びに諸問題に關して開催する。

法議第二十号

会則の改正

(1) 第七条に下記の如く(3)項を加える。

(2) 役員任期は四年間とする。

(3) 第七条(1)(b)項を左の如く改正する。  
十二人の副会長が総会で選挙される。

(ハ) 第五条(2)項を左の如く改正する。

実行委員会は十二名以内の僧職の顧問と九名以内の終身の名誉会長を選ぶ事が出来る。選ばれた名誉会長に加えて前会長は名誉会長とする。

(ニ) 第十二条(1)項に次の条文を加える。

財全仏総発第六九号(複載)

昭和三十七年一月八日

財団法人全日本仏教会 理事長 来馬道断

各宗派宗務総長殿  
各県仏教会々長殿

解放農地補償問題に関する政情報告  
並びに緊急解放農地調査表提出方御依頼の件

新春を迎え貴宗(會)弥々御健全にて御教化の段洵に大慶の事に存じます。

陣者解放農地に対する政府及び自民党の補償救済に関する施策につきましては、最近各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関により一斉に報道されておりますので、既に概要を御承知の事と存じますが、茲に現下の政情について報告を致しますと共に、被買収農地につき緊急調査方を御依頼申し上げる次第であります。

内閣に於いては一昨年国会を通過した「農地被買収者調査会設置法律」に基づき会長工藤昭四郎氏を中心に委員会は数次に亘る審議を重ねており、今年六月までに政府に結論を答申する事になつて居ります。工藤会長の方針は解放者の

いかなる地域に地方センターを設立することも、いかなる団体を地方センターとして認めることも、その地方センターが特定の地理的的地方を代表して世界仏教徒連盟に入会しているという意味の他に、いかなる政治的国家的種族的宗派的その他いかなる意味もない(国の領土の主権又は保全に関する如何なる意味もないことを含む)

生活実態調査に重点を置き、所謂社会保障的な困窮者救済のみによつて解決を計らんとする傾向が甚だ濃厚であります。これに対し、自民党農地問題調査会(会長綱島正興氏)は、内閣調査会に対し、農業基本法制定その他一連の農政の転換という新しい事態を考慮し買収対価の不当性、被買収者と買収者との間の損益の不正等を基とした調査を要望したのでありますが入れられず、国政に関する政治的責任に於いて、目下内閣法制局の協力を得て報償法律案の作成を急ぎ、若し通常議案に報償的措置の立法について政府案が出来なければ議員立法として之が法律案及び予算案等を提出する事を確認して居る由であります。農業基本法の制定以来、本問題は急速に解

決の方向に進んでおり、河野農林大臣も、従来の農林省の考え方を一擲して、党調査会とほとんど見解を同じくする談話を数回に渉つて正式に公表し、又閣議に於いても早期解決を熱心に主張する等、事態は日を追つて好転してあります。

現在全国農地解放者同盟(会長田中万逸氏)は、全国三百萬戸(農林省統計では二百五十五萬戸)とあるが、優に三百萬を超え、の農地解放犠牲者の結束をうながし、熱烈なる補償要求実現の具体的交渉に挺身しており、先に綱島会長は、議員立法による法案要綱を作成するため解放者同盟の局長を帯同して衆議院法制局長官と打合せを行なつております。これ等の事態を直視し、合流参加してお互いに総力を結集し、至当なる対策を致さねばならぬ秋であります。今回の補償に関する法律案は補償を含む報償法律案として善処されるものであります。『農地等被買収者等に対する交付金の交付に関する法律案(仮称)要綱』には、「交付金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、主務大臣が行うものとすること」とあり、又党要員を擁する同盟顧問会の決議に於いて、「報償金の要求概算について試案を提示し、更に正会員として補償を要求した者に対する優先補償の諒解を得たこと」等となつております。

解放犠牲者の請求により、政府としては、あの混乱せる時局を円満に匡救し得た旧地主の犠牲と功績に当然酬いる事に於いて報償法案が勘案される事となつたのであります。

あります。

国内秩序回復と共に、封鎖預金の全額支払い、海外財産の補償、軍人恩給の復活、且つ屢次の減税を継続しているに拘わらず、今や独り取り残されていくのは農地解放犠牲者のみとなつたのであります。法案通過の時期は四月以降と思われませんが、仏教会としては遅くとも二月初旬までに、寺院解放農地調査表を提出して、終戦以来補償運動を展開している実績に兆し、既に同盟との盟約等、諸般の議を経て、寺院は一体となり、全日仏は一単位として参加し、問題解決に善処する事が至当との結論に至りましたので、右政情の周知徹底を期され、法案が通過すれば、毎年予算が継続上程される事に相成りますので、報償制度の確立、並びに臨時融資予算の確保のため、全国八万寺院の総力結集を強く要望致す次第であります。

補償を希望する寺院は、極力同盟に御参加を願ひ、至急別紙調査表を左記により御提出下さる様、御高配方を御依頼申し上げます。

記

一、解放農地調査表提出期限 昭和三十七年二月十日迄  
二、提出方法

調査表は、宗派(県仏)で一括し全日仏へ御提出下さい。  
なお、調査表には、同盟に加盟している寺院も御記入下さい。  
三、全国農地解放者同盟参加費 おつて、負担額確定次第宗派(県仏)宛御連絡申しあげます。  
四、その他

法案通過促進のため、別紙申請書も同時に御提出下され度く、御配慮方をお願い申し上げます。

請願の趣旨

昭和二十一年十月二十一日公布の「自作農創設特別措置法」並に同二十五年七月制定の「自作農創設特別措置法及農地調整法の適用を受ける土地の譲渡に関する政令」により実施された農地改革は耕作権尊重主義に基く自作農創設政策というその趣旨、目的については、心から賛意を表するものであるが、改革の実態は占領軍の日本弱体化政策という至上命令によつて、本来の改革目的を極度に歪められ、寺院は保有地を許されず所屬農地(信施による仏供田を含む)歩の田と歩の畑)は、全面解放され、経済的経営に困難を來し、測り知れぬ救済力の減退を來しているのである。社会暴力革命にも等しい冷酷無情な暴政であつたことは衆知の所である。

今日農業基本法の成立によつて農政の根本的転換期に直面した現在、国会並に政府は、農地改革の不合理点と矛盾点を卒直に直視して、一日も早く占領下における寺院の経済的、又、社会的な不合理を是正して、自由民主主義を基調とする平和な國家建設の第一歩として解放農地補償の即時実施を衷心より熱願する次第であります。

アルゼンチン大統領が各宗管長を招待 両国の文化交流移民について問題懇談

アルゼンチン共和国大統領アウトロ・フロンディン閣下は、十二月十三日國賓として來日したが、翌十四日に東京芝白金の迎賓館において、各宗管長十二名との会見が行われた。

当日午後十二時半迎賓館接見の間には大統領をはじめ同国外務大臣兼文化大臣大統領秘書、同護衛官らが通訳をはさんで座つていた。先ず正力読売新聞社主から各師の紹介があり、大谷会長より全仏から贈呈の高さ三十七センチの積尊像一軀(文化財専門審議委員、香取正彦氏製作)が大統領に贈られた。この仏像は当日午前十時半から東京築地本願寺本堂において大谷会長の導師で記念法要が厳修されてから、直ちに奉持された。

仏像を手にした大統領は「今日ここで日本仏教界各宗の最高位につかれておられる僧侶の皆さまにお会い出来て大変嬉しく、前からこのことを非常にたのしみにしていた次第である。私は両国の経済関係と同様に精神面においての緊密化の問題もきわめて興味深いことである。両国にとって正しい宗教の精神を通じて日常生活を送ることは最も望まれていることである。頂いたこの仏像は長く私の家に保存し、これを拝する毎に日本の皆さんを想ひ出し、日本の奥深い精神面にふれるよすがとしたい。」と語つた。大谷会長は全員を代表して、本日は御招き頂き

光栄である。この仏像を通じて大統領が仏の教えである慈悲と寛容の精神が日本人の生活の中に見出し得れば幸いである。これからも移住し、またすでに移住している日本人が楽しく異郷での生活を送れるのも、カトリックの敬虔な貴国民の宗教心によるものであり、我々は心から感謝している」と挨拶、大統領は、よこんで日本人移民の御世話をします。アルゼンチンでは信教の自由が認められているから、仏教も大いに歓迎されるでしょう。と語り会見は和気あいあいの雰囲気の中に午後一時十分頃終了した。

出席者は左のとおり、  
大谷光昭(本願寺派) 古川大航(妙心寺派) 清水谷恭順(聖観音宗) 即真周湛(天台宗) 岸信宏(浄土宗本派) 椎尾井匡(浄土宗) 朝比奈宗源(円覚寺派) 大谷光昭(大谷派) 高階瑞仙(曹洞宗) 鶴昌清(豊山派) 松平実亮(智山派) 出口常順(和宗)の各派下であった。  
全仏から理事長らが同行した。

あとがき

○世界仏教徒会議参加者代表より御寄稿を他に頂戴しましたが、誌面の都合もあり、石川国際局長の報告書を掲載致しました。御寛容を願ひ御寄稿賜りました事を效に衷心より感謝の意を表します。(T・K生)

全仏必携 近刊

○宗教法、全仏定款、地方、登録、税法、善法規程、全仏定款、加盟団体、諸役員録(全仏、宗派、総本山、別格本山、本山) 仏教系高校、一覽、世界(国内) 仏教徒会議、講習会集録、等  
刊行二月下旬 予約受付中  
○休載! 新書版 ○定価金三〇〇円也 約二〇〇頁 郵送料  
申込先 全日本仏教会総務局